私立幼稚園等環境整備費補助金交付要綱

平成２２年　１月１４日
２１生文私振第１１５３号
生活文化スポーツ局長決定

第１　通則

私立幼稚園等環境整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、教育支援体制整備事業費交付金（認定こども園設置促進事業）交付要綱（平成２７年５月２１日文部科学大臣裁定。以下「交付金交付要綱」という。）第３条、東京都私立学校教育助成条例（昭和５３年東京都条例第１０号。以下「条例」という。）第４条及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３２条の２の規定によるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第２　補助目的及び補助事業

１　この補助金は、東京都内に所在する私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）が、幼児教育の質の向上のため教育環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子供を安心して育てることができる体制整備事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、その経費の一部を補助することにより、幼児教育の質の向上を図ることを目的とする。

２　補助事業は、私立幼稚園等施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品・防犯設備等の整備に関する事業（以下「遊具等環境整備事業」という。）とする。

第３　補助対象事業者

１　補助対象事業者（以下「私立幼稚園等設置者」という。）は、次の者とする。

（１）　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２条の規定により幼稚園を設置する学校法人

（２）　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する学校法人

（３）　社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る。）

（４）　学校教育法附則第６条の規定により幼稚園を設置する者及び私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目（平成１３年１０月１２日付１３生文私振第４９４号生活文化局長決定）の規定に準ずる者

２　暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「暴排条例」という。）第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（１）　暴力団（暴排条例第２条第２号に規定する暴力団をいう。）

（２）　法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

第４　補助対象経費等

１　知事は、私立幼稚園等設置者が、補助事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、国や地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとする。

２　第２　２に掲げる補助事業に要する経費の内容、範囲等については、別表及び別紙のほか、別途通知する内容によるものとする。

第５　交付の申請

補助金の交付を受けようとする私立幼稚園等設置者は、交付申請書（別記第１号様式）及びその他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出しなければならない。

第６　交付の決定及び通知

１　知事は、第５の規定による交付申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る補助事業の目的及び内容が適正であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うとともに、補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等設置者（以下「補助事業者」という。）に対し、その結果を通知するものとする。

２　知事が必要と認めた場合には、補助を受けようとする者が、第３　２に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第７　申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定通知に際して、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から１４日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に対し通知するものとする。

第８　交付の条件

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため次に掲げる条件を付するものとする。

（１）　補助金は、補助事業に要する経費に使用するものとし、この目的以外に使

用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。

（２）　この補助事業は、補助金交付年度の当該年度内に完了しなければならない。この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告しその処理について指示を受けなければならない。

（３）　補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、交付される補助金額に変更を来すことなく、かつ、次のアからウまでに掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。

ア　同一品目で規格の変更

イ　部品又は付属品の変更

ウ　製造業者又は納入業者の変更

（４）　補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（５）　知事が東京都職員をして、この補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合、又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。

（６）　知事は、（５）による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命じるものとする。

（７）　補助事業者が（６）の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

（８）　補助事業者は、第５又は第９の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第９　実績報告

補助事業者は、補助事業の終了後、実績報告書（別記第２号様式）を知事に提出しなければならない。

第１０　補助金の額の確定

１　知事は、第９の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

２　知事は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税

額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、前項の額の確定において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

第１１　是正のための措置

知事は、第１０の１の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を命ずることができる。

第１２　決定の取消

１　知事は、この補助金の交付の決定を受けた補助事業者が、次のアからケまでのいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合

イ　補助金を他の用途に使用した場合

ウ　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合

エ　条例第６条第１項の各号の一に該当する場合

オ　本要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合

カ　第５又は第９の規定により提出した書類に、不実の記載があった場合

キ　補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

ク　第８（８）に規定する報告を受けた場合

ケ　その他やむを得ないと認められる特別な事情が生じた場合

２　前項の規定は、第１０の規定による補助金の額の確定があった後においても適用することができるものとする。

第１３　補助金の返還

１　知事が、第１２の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該取消額を返還しなければならない。

２　知事が、第１０の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者は、知事が指定する期日までに、当該超過額を返還しなければならない。

３　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

（１）　補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地

方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（別記第３号様式）を知事に提出しなければならない。

（２）　知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

第１４　違約加算金及び延滞金

１　知事が、第１２　１（ア）から（キ）までの規定により補助金の交付の決定の全部又は一部の取消をした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

２　知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年１０．９５％の割合で計算した延滞金（１００円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第１５　違約加算金の計算

知事は、第１４　１の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第１６　延滞金の計算

知事は、第１４　２の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付額からその納付金額を控除した額を基礎として、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

第１７　補助金の経理

１　補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して、補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

２　補助事業者は、１の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、１の支出簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後５年間保存しな

ければならない。

第１８　財産の管理・処分の制限

１　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、当該補助事業者の定める管理規定に基づき、補助事業の完了後においても、善良なる管理
理
者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（一個又は一組の取得価格が５０万円以上の財産とする。）を、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、取得日から交付金交付要綱第１７条第１項の規定に基づき文部科学大臣が別に定める年数を経過した財産は除く。

第１９　補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、条例、条例施行規則及び東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）に定めるところによる。

第２０　その他

知事は、この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を、別に定めることができる。

附　則

この要綱は、平成２１年度の補助金から適用する。

附　則（２２生私振第１５０号）

この要綱は、平成２２年度の補助金から適用する。

附　則（２５生私振第８３１号）

この要綱は、平成２５年度の補助金から適用する。

附　則（２７生私振第７６６号）

この要綱は、平成２７年度の補助金から適用する。

附　則（２８生私振第７７５号）

この要綱は、平成２８年度の補助金から適用する。ただし、要綱第１８　２の規定については、平成２７年度の補助金から適用する。

附　則（２８生私振第１１６１号）

この要綱は、平成２８年度の補助金から適用する。

附　則（３１生私振第３６３号）

この要綱は、令和元年度の補助金から適用する。

附　則（２生私振第７８７号）

この要綱は、令和２年度の補助金から適用する。

附　則（３生私振第８４６号）

この要綱は、令和３年度の補助金から適用する。

附　則（６生私振第８６０号）

この要綱は、令和６年度の補助金から適用する。

別　表

遊具等環境整備事業

<table>
<tr><th>補助対象経費</th><th>学校種</th><th>１園当たりの
補助基準額</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td rowspan="3">遊具・運動用具・教具・保健衛生用品・防犯設備等（注１）の教育の質の向上に必要な整備に要する経費
※　短期間のうちに消耗する物品や予備品・交換部品、個人の所要に係る物品は補助対象としない。</td><td>幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園（注２）</td><td rowspan="3">２，０００千円</td><td>１／２
以内</td></tr>
<tr><td>交付決定年度に幼稚園で、翌年度から幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園に移行するもの（注２）</td><td>１／２
以内</td></tr>
<tr><td>上記以外の幼稚園</td><td>１／３
以内</td></tr>
</table>

（注１）防犯設備については、学校法人立幼稚園（認定こども園を除く。）に対し、平成２８年度に限り補助対象とする。防犯設備に係る下限額は３００千円、補助率は１／３以内とする。

（注２）第３　１（４）を除く。